

「実務対応報告公開草案第 36 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」に対する意見

平成 23 年 3 月 1 日  
日本公認会計士協会

当協会は、このたび公表されました「実務対応報告公開草案第 36 号「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その 1）（案）」に対する意見を、以下のとおり申し上げます。

なお、連結納税に係る親子間の資金決済を行わない場合の個別財務諸表における会計処理については、法的手続を重視するか、経済実態を重視するか等によって様々な意見があると思われませんが、決算実務を行う財務諸表作成者が判断に迷わないよう、明確な指針を作成いただけますようお願いする次第です。また、様々な意見が存在することから、今後は当面の取扱いであると思われしますので、財務諸表の利用者等からの意見を踏まえ、財務諸表の明瞭性その他の観点も考慮した上で、必要があれば見直すことについて継続的にご検討いただきたいことを申し添えます。

**表示区分及び会計処理について**

（意見）

連結納税会社間で連結法人税の個別帰属額の授受を行わない場合、連結法人税の個別帰属額に係る未収入金を計上する連結納税会社（連結納税親会社又は連結納税子会社）が、当該個別帰属額に係る未払金を計上する連結納税会社に対し、その支払いを免除する決定を行い、相手方に意思表示を行ったときに、当該未収入金と当該未払金の消滅を認識する処理については同意する。

一方、債務免除に係る損失と利益の計上については、営業外費用（収益）又は特別損失（利益）として計上するのではなく、法人税等の区分において、法人税、住民税及び事業税の後に適切な科目をもって表示することが必要と考える。

（理由）

事業年度末までに意思表示を行った場合に、意思表示を行った時点で債務免除の処理を行うことにより、法人税等が計上されるのと同じ事業年度に免除額及び負担額を計上することができることになり、また、当期の利益に対する法人税等について、各社が実際に負担すべき金額を表すことができるため、同意する。

ただし、債務免除に係る損失及び利益の表示区分については、個別帰属額の授受を行わない意思決定を行ったことによる増減を示すものと考えられるため、同じ法人税等の区分で表示することが適当であると考え。授受を行わない意思表示を行った税金費用を法人税等の区分で計上し、同時にその戻し分を税引前当期純利益に含めることは税引前当期純利益を歪めることになるものと考えられるためである。

なお、連結納税会社は、もともと親会社及び 100%子会社群により構成されていることから、連結納税会社間で納税資金をどのように負担するかについては、親会社の方針が早めに決定されている場合が多いと想定される。決算作業の段階で資金移動をしないことが決定されている場合は、個別財務諸表において、税金費用又は税金収益を認識する必要はないとも考えられるため、引き続きご検討いただきたい。

以 上